

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

		資料番号	15	担当課	障がい福祉課
法令名	愛媛県心身障害者扶養共済制度条例	根拠条項	第9条第1項	許認可等の内容	年金の支給
<p>(用語の定義)</p> <p>第3条</p> <p>3 この条例において「重度障害」とは、次の各号のいずれかに該当する状態をいう。ただし、規則で定める場合を除く。</p> <p>(1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの</p> <p>(2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの</p> <p>(3) 咀(そ)嚼(しゃく)又は言語の機能を全く永久に失ったもの</p> <p>(4) 両上肢(し)を手関節以上で失ったもの</p> <p>(5) 両上肢(し)の用を全く永久に失ったもの</p> <p>(6) 10手指を失い、又はその用を全く永久に失ったもの</p> <p>(7) 1上肢(し)を手関節以上で失い、かつ、1下肢(し)を足関節以上で失ったもの</p> <p>(8) 両下肢(し)を足関節以上で失ったもの</p> <p>(9) 両下肢(し)の用を全く永久に失ったもの</p> <p>(年金の支給)</p> <p>第9条 加入者が死亡し、又は重度障害となつたときは、その死亡し、又は重度障害となつた日の属する月から、その者が扶養していた心身障害者に対し、年金を支給する。</p> <p>2 年金の額は、月額2万円とする。</p> <p>3 口数追加加入者については、前項の額に月額2万円を加算する。ただし、年金の給付が重度障害による場合であつてその重度障害が規則で定めるものであるときは、この限りでない。</p> <p>(年金等の支給制限)</p> <p>第16条 次の各号のいずれかに該当するときは、年金の全部又は一部を支給しない。</p> <p>(1) 加入者が加入期間1箇年以内又は口数追加加入者であつた期間1箇年以内に自殺したとき。</p> <p>(2) 加入者が犯罪行為若しくは死刑の執行によつて死亡したとき、又は加入者の犯罪行為により重度障害となつたとき。</p> <p>(3) 心身障害者が故意に加入者を死亡させ、又は重度障害にさせたとき。</p> <p>(4) 加入者がその故意又は重大な過失に基づく行為により重度障害となつたとき。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、これらに類する理由があり、知事が年金を支給することが不適当と認めたとき。</p> <p>○愛媛県心身障害者扶養共済制度施行規則 (重度障害の除外)</p> <p>第2条 条例第3条第3項ただし書に規定する規則で定める場合とは、別表に掲げる状態(愛媛県心身障害者扶養共済制度(以下「制度」という。)加入前に既に有していた障害又は加入前の原因により生じた障害によるものに限る。)にある者がすでに障害を生じていた身体の同一部位に新たに障害が加重して生じた結果重度障害となつた場合をいう。</p> <p>2 条例第9条第3項ただし書及び第18条第1項第2号ただし書に規定する重度障害とは、別表に掲げる障害状態(口数追加加入者が口数追加前に既に有していた障害又は口数追加前の原因により生じた障害によるものに限る。)にある口数追加加入者が既に障害を生じていた身体の同一部位に新たな障害が加重した結果生じた重度障害をいう。</p>					